

平成 28 年度産業財産権制度問題研究 「意匠制度の利便性向上に向けた運用の見直しに関する調査研究」 実施概要

1. 本調査研究の目的、必要性

近年の企業における事業活動の一層のグローバル化、ハーグ協定ジュネーブ改正協定に基づく国際出願の運用開始、ID 5（意匠五庁会合）に基づくプロジェクトの遂行等の動向に照らし、我が国においては、意匠制度の運用について、国際協調を意識した見直しの必要性が高まってきている。

また、知的財産推進計画 2016 においても、我が国ユーザーによる意匠制度の利用促進を図るため、利便性を向上させるべく、手続の簡素化等に向けた検討を行うこととされており、企業のデザイン活動の実態に則しつつ、国際協調を意識した、意匠登録出願手続の利便性向上を目的とした意匠制度の運用見直しの方向性について検討を行うべく、本調査研究を実施している。

本調査研究は、意匠制度の利便性の向上のため、①願書及び図面の記載、②参考図の取扱い等を中心とする、具体的な改善ニーズの把握を行い、当該ニーズと現在の運用との整合性や諸外国における運用、裁判例・審決例の動向などの比較整理を行った上で、運用の改善の方向性について検討することで、今後の運用変更の検討における基礎資料とすることを目的とするもの。

2. 本調査研究の実施方法

本調査研究は、平成 28 年度産業財産権制度問題調査研究として、平成 28 年 6 月から株式会社三菱総合研究所が調査を開始したもの。平成 29 年 3 月までに報告書を取りまとめるべく、現在も引き続き調査を実施中。調査研究の実施方法は、以下のとおり。

（1）公開情報調査

諸外国（官庁）の意匠登録出願において①願書及び図面の記載要件、②参考図の取扱い等についての情報収集、及び国内外の上記各項目に関する参考裁判例・審決例の収集を行った。

法令、基準、ガイドライン等のほか、書籍、論文、調査研究報告書、及びインターネット情報等を加え、WIPO、欧州共同体、米国、中国、韓国、カナダ等、6 か

国（官庁）程度の意匠登録出願の①願書及び図面の記載要件、②参考図の取扱い等の意匠制度に関連する情報の収集を実施。また、これら項目に関わる審決例・裁判例を、国内外合計 40 件程度、調査・分析した。

（２）国内アンケート調査

国内企業約 975 者を対象に、現行の我が国意匠制度における、①願書及び図面の記載要件、②参考図の取扱い等についてのニーズ・意見調査を実施した。対象企業は、2015 年の意匠登録出願件数の上位出願人から、国内企業を調査対象とし、多様な製品分野におけるニーズ・意見を収集するために、日本意匠分類毎に偏りが無いよう、バランス良く抽出した。

また、国内弁理士・弁護士事務所約 49 者を対象に、現行意匠制度における上記各項目についての制度上の問題点等についてのアンケート調査を実施した。対象弁理士・弁護士事務所は、2015 年の意匠登録出願件数の上位代理人から、国内代理人を調査対象とし、同一の事務所に所属している代理人が複数含まれることが無いよう調整を行った。

（３）国内ヒアリング調査

前記（２）の国内アンケート調査対象者のうち国内企業 12 者、国内弁理士・弁護士事務所 5 者に対して、ヒアリング調査を実施した。国内ヒアリング調査は、公開情報調査及び国内アンケート調査を踏まえてさらに深掘りすることを目的とし、ヒアリング調査先の選定及びヒアリング内容については、公開情報調査等、多様な観点を踏まえて検討を行った。

（４）海外質問票調査

海外質問票調査は、現在実施中であり、我が国及び WIPO、欧州共同体、米国、中国、韓国、カナダ等に対して意匠登録出願を行う海外企業や、同出願手続を受任している現地法律事務所等の者、合計 12 者程度に対し、当該国（官庁）の意匠登録出願の①願書及び図面の記載要件、②参考図の取扱い等の意匠制度について調査するとともに、さらに、我が国の意匠制度における上記各項目についてのニーズ・意見について情報収集を行うもの。海外調査票の送付先の選定及び調査項目の設定については、多様な観点を踏まえて検討を行った。

（５）海外現地ヒアリング調査

海外現地ヒアリング調査は、現在実施中であり、公開情報調査及び海外質問票調査を行いつつ、合計 4 者程度に対して実施するもの。

ヒアリング調査先の選定及びヒアリング内容については、公開情報調査及び海外質問票調査等を行いつつ、多様な観点を踏まえて検討を行った。

(6) 委員会による検討

調査研究に関して専門的な視点からの検討、分析、助言を得るために、本調査研究に関して専門的な知見を有する者で構成される調査研究委員会を設置している。

委員会は、計 4 回の実施を予定しており、現在までに以下のとおり、計 2 回実施済み。

- 【第 1 回】平成 28 年 8 月 23 日
論点整理、調査対象者・調査項目の検討
- 【第 2 回】平成 28 年 10 月 24 日
調査結果を踏まえた分析・中間とりまとめ
- 【第 3 回】平成 28 年 12 月 26 日の予定
報告書作成方針の検討
- 【第 4 回】平成 29 年 2 月頃の予定
報告書案についての検討

以上